

年金受給者死亡のときは届け出を

年金受給者が死亡したときは、戸籍の届け出とは別に14日以内に年金受給者死亡届を提出しなければなりません。年金は亡くなった月の分まで支払われますが、受け取るために請求が必要です。請求ができるのは、亡くなつた方と生計を同じくしていた遺族（配偶者・子・父母など）の方です。※遺族給付を請求できる場合もあります。年金受給権者死亡届の提出が遅れると年金の払い過ぎにより、返納金が発生する場合がありますので注意してください。

問合せ 秩父年金事務所
町民生活課保険年金担当

☎27-6561
☎62-1232

4月1日からの有料指定ごみ袋（家庭系） の価格引き下げについて

広報1月号でもお知らせしたとおり、秩父広域市町村圏組合では、有料指定ごみ袋のうち、一般家庭で使用する指定ごみ袋の価格を、平成23年4月1日から次のように引き下げます。

袋 の 種 類		価格改正前	価格改正後
可燃ごみ	小型袋（15ℓ）	10枚入	200円
	中型袋（20ℓ）	10枚入	350円
不燃ごみ	大型袋（35ℓ）	10枚入	500円

※事業用専用袋（可燃・不燃）に変更はありません。

○今回の価格引き下げに伴う指定ごみ袋自体の変更はありません。外装袋のみの変更となります。3月31日以前に購入された指定ごみ袋は4月1日以降も使用できます。（3月31日以前に購入された指定ごみ袋は新価格の指定ごみ袋との交換はいたしませんのでご注意ください。）

ごみを出すときのお願い

- ごみは収集日当日の朝8時までに、所定の収集場所に出してください。
- 可燃ごみ・不燃ごみの中にはまだ資源になるごみが含まれています。
ご家庭に配布される「ごみカレンダー」をご覧のうえ、分別収集にご協力ください。また、地域で行われている集団回収にも積極的な参加をお願いします。



問合せ 秩父広域市町村圏組合業務課
町民生活課環境衛生担当

☎23-2489
☎62-1232